

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

神奈川県により配布される園児向け抗原検査キットの取扱いについて（依頼）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

神奈川県より、9月13日以降順次、園児を対象とした自宅で検査できる抗原検査キットについて、各施設あてに送付されます。この取扱いについて、9月8日付の神奈川県からの通知に加えて、次のとおり、御対応いただきますようお願いいたします。

また、保護者向けにも通知を作成しましたので、お手数ですが、保護者の皆様にも配布をお願いいたします。

1 抗原検査キットを使用した保護者から「陽性」の連絡を受けた場合

(1) 園児に「陽性」の判定が出た場合

保護者には、施設に連絡をしたうえで、ただちに医療機関を受診するよう依頼しています。

施設におかれましては、保護者から「陽性」の連絡を受けた場合には、神奈川県からの通知に記載されている専用ダイヤルに連絡して医療機関を受診し、確定診断を受けるようにお伝えいただくとともに、区こども家庭支援課に速やかにご報告ください。この場合、確定診断の結果が分かるまでは、「臨時休園」となります。

また、確定診断結果について、保護者から連絡を受けた場合も、区こども家庭支援課に速やかにご報告ください。

(2) 同居家族に「陽性」の判定が出た場合

抗原検査キットで陽性の判定となった同居家族の方が医療機関を受診し、確定診断の結果が分かるまでは、園児は登園を控えていただくようお願いください。

2 抗原検査キットを使用した保護者から「陰性」の連絡を受けた場合

園児に「陰性」の判定が出たため、登園したい旨連絡を受けた場合には、検査当日の登園は控えるようお願いください。なお、抗原検査キットは、発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がみられた際にのみ使用することとなっているため、症状のあるうちは、登園を控えるよう保護者にもお願いしております。

3 施設において抗原検査キットを使用した場合の対応について

神奈川県からの通知によると、全児童配布後の残りをを用いて、登園後に保育所等で発熱等した園児や職員に抗原検査キットを使用することは可能とされていますが、検査時には飛沫感染等の危険性がありますので、充分にご留意ください。

園児に発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がみられた場合には、抗原検査キットの使用の前に、保護者に早めのお迎えを依頼するようにしてください。やむを得ず、園児に使用する場合には、必ず保護者の了解をとってください。

職員に発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がみられた場合にも、抗原検査キットの使用に関わらず、速やかに帰宅し、医療機関を受診するようにしてください。また、抗原検査キットの使用については、あくまで検査を受ける本人の意思に基づくものであり、強制とならないよう徹底してください。

(1) 施設において、抗原検査キットを使用し、園児又は職員に「陽性」の判定が出た場合

神奈川県からの通知に記載されている専用ダイヤルに連絡して医療機関を受診し、確定診断を受けていただくとともに、区こども家庭支援課に速やかにご報告ください。

この場合、抗原検査キットで陽性の判定となった方の確定診断の結果が分かるまでは、「臨時休園」となります。

また、確定診断結果について、判明次第、区こども家庭支援課に速やかにご報告ください。

(2) 施設において、抗原検査キットを使用し、園児又は職員に「陰性」の判定が出た場合

「偽陰性」の可能性があるため、医療機関を受診するよう促してください。また、症状が改善するまでは、職員の場合は、出勤を控え、園児の場合には、登園を控えるよう保護者にお伝えください。

なお、保護者の皆様への抗原検査キットの送付については、神奈川県通知「自宅で新型コロナウイルス感染症の検査ができる『抗原検査キット』の保護者への配布について（依頼）」を御確認の上、御対応ください。

【本通知内容に関する問い合わせ先】

こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564

Email: kd-unei@city.yokohama.jp